

規制改革について

1 これまでの経緯

(1) 基本方針の策定

規制の見直しによる「県民負担の軽減」と経営資源の有効活用による「県民サービスの向上」を図るため、行革推進本部における議論を経て、平成16年2月に「規制改革に関する基本方針」を策定した(平成20年度までの時限的な方針)。(参考1)

(2) 重点分野の設定

基本方針に基づく取組みのひとつとして、年度ごとに見直しの重点分野を設定して、規制改革を行ってきた。

年度ごとの重点分野

平成16年度

民間企業を対象としている規制を中心に、規制の見直しについて検討した。

平成17年度

一般県民を対象としている規制を中心に、規制の見直しについて検討した。

平成18年度

中小企業に対する規制について、県内関係団体へ調査を実施し、要望があった事項について検討した。

平成19年度

行政手続条例の改正を踏まえ、規則、行政指導指針等について、手続の簡素化、内容の適正化等について検討した。

平成20年度

過去5年間(平成15年度から19年度)に規制の見直しが実施されたものを対象として、その効果を検証した。

併せて、過去5年間に規制の見直しを検討した結果、見直しが困難とされたものを対象として、改めて規制の見直しを検討した。

* 基本方針の策定にあたって、産業界や市町村から、どのような規制の見直しが必要なのか意見聴取した。

各年度において重点分野を設定して取り組んだ状況は参考のとおりである。(参考2)

(3) 相談窓口の設置

平成15年度以降、規制改革に関する相談窓口を設け、県民等からの電話やメール等による相談を受け付けている。 (参考3)

(4) 行動計画における位置付け

平成17年度に策定した「千葉県行財政システム改革行動計画」において、「新しい行政システムの構築<第1の柱>」のひとつとして、「規制改革の推進」を位置付けた。

千葉県行財政改革システム行動計画（抜粋）

1 新しい行政システムの構築<第1の柱>

(2) 民間能力の活用

規制改革の推進

「規制改革に関する基本方針」に基づき、経済の活性化と県民負担の軽減を図るため、条例等による規制、県が独自に設定している規制（何らかの時間的・経済的負担を求めているもの）の撤廃・緩和や許認可等事務手続を簡素化します。

(5) 見直し効果の検証

過去（平成15年度から19年度）に規制の見直しが実施されたものを対象として、平成20年度に、その効果を検証した。

その結果、96件中、79件について効果がみられた。

効果がみられた79件について、概ね以下のとおり分類別に整理した。

規制の態様別 (参考4)

- ・ 申請手続の簡素化（様式の簡略化、添付書類の削減等）(39件)
- ・ 情報公開の推進等（16件）
- ・ 制限の緩和（許可対象範囲の拡大、処理期間の短縮等）(12件)
- ・ 出先機関への事務移譲（6件）
- ・ 事務の廃止（4件）
- ・ 事務の創設（2件）

規制の根拠別

- ・ 条例を根拠とするもの（5件）
- ・ 規則を根拠とするもの（43件）
- ・ 要綱・要領等を根拠とするもの（31件）

2 今後の方針案

基本方針策定の検討

県が行う規制については法律に基づくものが比較的多いことから、今後、国の分権改革の動向等を見極めつつ、これからの時代にふさわしい規制改革のあり方に関する新たな基本方針の策定について検討し、その旨行政改革推進計画の中に記載する。

(基本方針に盛り込むことが考えられる主な要素)

規制のあり方について見直しを行うことにより、県民負担の軽減を図る。

規制の必要性について随時見直しを行い、真に必要なもの以外は撤廃・緩和する。

特に、民間への規制については、自由な競争や創意工夫を過度に阻害しているおそれはないか、という観点から検討する。

新たに規制を設定しようとする場合には、規制の必要性を十分に検討し、必要最小限の規制となるように努める。

関係団体等への意見聴取

中小企業などの事業者の関係団体等から意見や要望を聴取する。

これらを踏まえた上で、条例等による規制について改革を検討することはもちろんのこと、法律等による規制については、必要に応じて、国に対して改革を要望する。

相談窓口の周知等

県民や企業等が要望・相談できるように、既存の相談窓口について改めてホームページ等で積極的に周知する。

規制の必要性等に関する調査

県が独自に設けている規制や手続等について、その必要性も含めて基礎的な調査を行い、今後の規制のあり方について検討する。

1 改革の目的

地域経済の活性化、さらには地域の自立と発展を実現するため、今後ますます変貌を遂げる社会経済や県民のニーズを的確に捉えつつ、3に掲げる「改革の視点」をもとに、規制のあり方に関する見直しを行うことにより、県民負担の軽減を図ることとする。あわせて、改革による省力化により、限りある経営資源（人的）を必要な業務に振り向け、県民サービスのさらなる向上を図ることとする。

2 改革の対象とする規制

対象とする「規制」は、条例、規則、要綱等を根拠に県が県民、市町村または企業等に対し、何らかの時間的・経済的な負担を求めているものをいう。

なお、法令等により国等が実施しているものについても、規制の状況を把握し、規制の見直しが望ましいと判断されるものは国等に積極的な働きかけを行う。

3 改革の視点

必要性

県行政のなかで存在している各種の規制は、時代背景、規制の目的が様々であるが、本来の規制の意義や効果からみて、すでに時代の要請に合致していないものがありうると考えられる。そのため、規制の必要性について、常に見直しを行い、県民にとって真に必要なもの以外は廃止し、存続するものについてもその必要性を県民に明らかにしていくこととする。なお、見直しにあたっては次の視点を重視することとする。

民間への規制のうち、民間の自由な競争や創意工夫を過度に阻害しているおそれのある規制はないか

市町村に対する県の関与は、地方分権時代において適正なものとなっているか
効率性

必要な規制を行う場合であっても、効率性の観点から、規制を受ける側にとっても県にとってもより負担の少ない方法で同様の効果を得られる代替手段を検討することとする。なお、検討にあたっては次の視点を重視することとする。

規制により公が担うこととされている業務・事務のうち、民間に委ね、民間活力の積極的活用を図ることができるものがないか

4 改革にあたっての留意点

(1) 民間への規制

県による規制

県には、各種規制が広範囲にわたり存在しているが、3に掲げる「改革の視点」のほか、行政手続制度の観点から再点検を行う。

法令による規制

法令による規制は、国の責任において見直しがなされるべきものではあるが、現実に運用している県の立場において、運用の見直しの可能性を検討するとともに、国に対し、規制の撤廃やより負担の少ない方法で規制の実効性が確保される代替手段などを提案する。

また、必要に応じ、構造改革特区制度も活用することとする。

(2) 市町村への関与

技術的助言

地方分権の時代においては、県と市町村がその役割分担に応じ相互に連携しながら行政サービスを行っていくことが重要であり、県と市町村の関係も対等協力のものとなるよう地方自治法も改正されたところである。従来からある市町村への関与（協力依頼・要請等）は法の趣旨を踏まえた適正な技術的助言かどうか見直しを行う。

市町村への調整・調査・資料作成等依頼

従来、県が実施してきた事業においても、事業地域の市町村の方が現地の実情を熟知しているものもあるため、県から当該市町村へ調整、調査、資料作成などを依頼してきたが、真に必要なもの以外は廃止する。存続するものについても結果報告をするなど市町村の政策立案等に寄与できるよう努める。

5 新たな規制の設定

新たに規制を設定しようとする場合においても、改革の視点を踏まえながら規制の必要性・効率性を十分に検討し、必要最小限の規制になるよう努力するものとする。

6 今後の対応

(1) 定期的見直し

今後も、社会経済情勢の急速な変化に対応するため、技術革新や構造変化により規制のあり方も常に見直すことが重要である。そこで、定期的に規制の見直しを行う。

(2) 重点見直し

上記に加え、年度ごとに見直しの重点分野を設定し、総合的かつ抜本的な見直しを行う。

(3) 随時見直し

県民・市町村・産業界等から問題が指摘された規制については、そのあり方に関し随時見直しを行う。

7 実施体制

(1) 主務部長

規制を伴う事務を所掌する部の長（以下「主務部長」という。）は、上記の考え方に基づきその責任において、5に掲げる見直しを行い、県民負担が軽減されるよう努力しなければならない。

(2) 総務部長

総務部長は、規制の見直しに関する事務の統一的な処理を図るため、必要な調査・総合調整を行う。

総務部長は、主務部長と協議したうえで、5(2)の重点分野を設定し、主務部長の行う総合的かつ抜本的な見直しを支援する。

県民等からの規制のあり方に関しての相談を受けるため、行政改革推進室内に相談窓口を設置し、必要に応じ主務部長、国、市町村、関係機関との連絡調整を行う。

8 改革の期間

平成20年度までを改革期間とするが、地域経済の活性化につながると考えられるものについては、遅くとも平成18年度までに見直しを行うこととする。

各年度における取組状況

(概数)

年度	検討対象の件数 (A)	(A)のうち見直しが 実施された件数 (B)	(A)のうち見直しが 困難とされた件数 (C)
H15	85	42	29
H16	41	15	3
H17	78	23	40
H18	16	5	9
H19	-	11	3
計	220 (180)	96	84

* H19は、規則や行政指導指針を対象としたので、特に件数は把握していない。

* H20は、過去の取組状況を検証したので、件数として考慮していない。

* (A)=(B)+(C)とならないのは、(A)の中に、単年度限りのもので効果の検証が困難な案件や、年度で重複する案件等が含まれているためである。

規制改革相談窓口について

規制改革とは、県が県民等に対し、条例、規則などを根拠に、何らかの時間的・経済的負担を求めているもの (= 規制) について、見直しをしていこうとするものです

相談対象

条例、規則等を根拠に県が県民、市町村、または企業等に対し、何らかの時間的・経済的な負担を求めているもの。

なお、法令等により国等が実施しているものについても受け付け、規制の見直しが望ましいと判断されるものは国等に積極的な働きかけを行います。

相談方法

電話、電子メール、書面のいずれかにより、以下の事項についてお寄せください。
(様式は自由です。)

- ・規制のあり方についての意見や要望
- ・相手方の機関名、部課名、担当者名(わかる範囲で)
- ・規制の根拠となる資料名(発行年月日、文書番号、発信者名などあれば、わかる範囲で)
- ・直接回答が必要かどうか
- ・[任意]相談者氏名、住所、連絡先
(プライバシーは必ず保護します。重複を避けるため、匿名の場合でもお住まいの市町村名はお知らせください。)

相談先

県庁総務課行政改革推進室

- ・専用電話 043 - 223 - 2678 (相談日時) 月～金曜日(祝日を除く。) 午前 10:00～12:00 午後 1:00～4:00
- ・メールの場合はこちらからお願いします。
- ・書面の場合のあて先: 〒260-8667 千葉市中央区市場町1 - 1
(電子メールについては、送信途中において悪意のある第三者による盗聴等の可能性も指摘されていますので、ご注意ください。)

その他留意事項

受付後は関係機関に連絡し、対応を検討します。

なお、関係機関が国若しくは市町村など県以外の場合には、連絡を行うに留まる場合があります。

また、次のような事案は、相談できません。受付後に相談の対象外と判明した場合は対応できませんので、あらかじめご了承ください。

- ・捜査中のもの
- ・裁判所において係争中若しくは判決等があったもの
- ・不服申し立て中若しくは決定のあったもの
- ・議会に陳情または請願を提出しているもの

規制を見直した主なもの

参考4

年度	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果・効果
(申請手続の簡素化)			
19	開発登録簿の閲覧承認申請手続	千葉県開発登録簿閲覧規則	閲覧申請書の記載欄（職業・年齢欄）を削除したことにより、申請手続が簡略化された。
15	自動車税等の収納手続	地方自治法施行令、千葉県財務規則	コンビニによる収納手続を導入した。これによって、平成19年度の自動車税収納額のうちコンビニでの収納が31パーセントを占め、導入した平成17年度以降、コンビニでの収納は年々増加した。また、納期内納付率も導入前の平成16年度の61.4パーセントから平成19年度は66.5パーセントと向上した。
(情報公開の推進等)			
17	知事部局における行政文書の開示請求手続	千葉県情報公開条例	行政手続のオンライン化に伴い、開示請求を電子申請によっても受け付けるようにしたことにより、開示請求者の利便性が高まった。
17	個人情報の開示請求手続	千葉県個人情報保護条例	条例の制限に違反して取り扱われた個人情報について、権利として利用停止等を請求する制度を創設（平成17年4月）したことにより、個人の権利利益の保護を充実させた。
(制限の緩和)			
19	軽車両（ベロタクシー）の乗車人員の制限	千葉県道路交通法施行細則	規則を改正して乗車人員の規制を緩和したことにより、環境対策や地域経済活性化等に資するベロタクシーによる旅客輸送事業を県下で営業することが可能となった。
(出先機関への事務移譲)			
16	建設業許可証明書の発行事務	建設業許可証明事務取扱要綱	各センター長及び事務所長が県内全域の知事許可業者に係る証明書を発行できるようにしたことにより、発行申請者にとっての利便性が高まった。

年度	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果・効果
(事務の廃止)			
19	旅館、ホテル等の事業者に対して行っている建築確認申請前の事前協議	旅館業営業許可指導要綱	建築確認申請前の事前協議制度を廃止（要綱廃止）したことにより、事業者の負担が軽減された。
16	火薬類の製造施設又は火薬庫の完成の届出	千葉県火薬類取締法施行細則	届出制度を廃止し、火薬類の製造施設や火薬庫を設置する事業者による施設完成の届出が不要となったことにより、事業者が書類を作成する必要がなくなった。
(事務の創設)			
19	千葉県県営住宅の管理	千葉県県営住宅設置管理条例	暴力団員が県営住宅へ入居することを制限する旨条例改正したことにより、入居者の安全確保を図った。